

【団塊世代等社会参加促進のための調査研究】（拡充）

平成20年度概算要求額：291百万円

（平成19年度予算額：35百万円）

事業開始年度：19平成年度

事業達成年度：21平成年度

主管課

生涯学習政策局社会教育課（課長：平林 正吉）

関連課

事業の概要

高齢者や団塊世代が、これまで職業や学習を通じて培った経験を活かして、学校、地域社会で活躍（再チャレンジ）できるよう、全国規模での「教育サポーター」制度の創設に向けた検討等を行う。平成20年度は、平成19年度の実態調査及び検討の結果を踏まえ、全国の教育委員会等で当該制度が導入されるよう普及を図る。

必要性

「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間とりまとめ）」（平成18年5月）では、高齢者・団塊世代の再チャレンジ支援のための簡易な資格制度を創設・拡充し、高齢者・退職者の活躍の場を拡大するとしている。

また、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（中間報告）では、高齢者に対する支援策、かつ地域社会全体で学習活動を支援する方策として、高齢者や団塊世代が活躍する場である社会教育施設や学校等へ派遣する教育サポーター制度を創設するとされている。

効率性

（事業アウトプット）

教育サポーター制度の活性化を図るための調査研究の結果や、教育サポーター制度創設検討委員会におけるトライアル事業委託先への助言を活かしつつ、全国で、教育サポーター制度を創設するための取組が推進される。また、教育サポーター制度PR用パンフレット等を作成し、関係機関等に配布する。

（事業アウトカム）

選定されたトライアル事業を実施して成果を普及するとともに、広報資料を作成・配布することにより、全国的に同様の取組が促進されることが期待される。

有効性

（施策目標）

施策目標1-2 地域の教育力の向上

（上位目的のために必要な効果が得られるか）

省内に設置する教育サポーター制度創設検討委員会で、標準的な教育サポーター制度を提示するとともに、トライアル事業委託先で試行し、全国にその取組が展開してゆけば、団塊世代や高齢者が、職業や学習を通じて培った経験を活かし、学校や地域で活躍する機会が拡大し、地域の教育力の向上が図られる。

公平性、優先性

本事業は全国を対象としており、公平性は担保できると判断する。また、団塊世代の退職後の在り方については、既に大きな社会的問題となっており、優先性は高いものと判断する。

18年度実績評価結果との関係

広報計画

一般的広報以外の特徴的な広報活動としては、教育サポーター制度PR用パンフレットを作成し、関係機関等に配布する。

備考

団塊世代等社会参加促進のための調査研究 - 教育サポーター制度の創設 -

19年度予算額 35百万円 (新規)

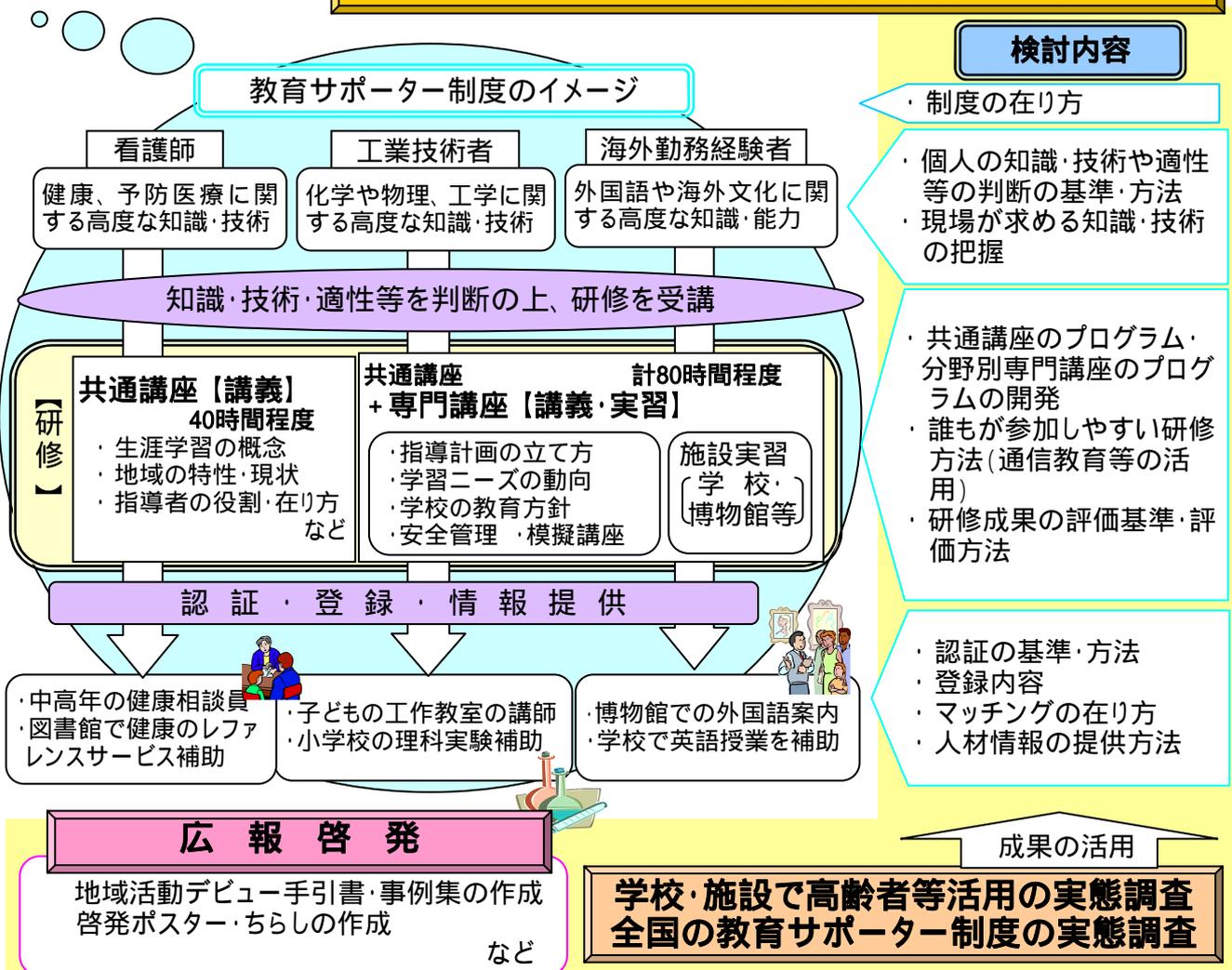
【背景】

1947年から49年生まれ「団塊の世代」は約669万人。2007年から60歳に達する。働いている人の6割強が、定年後も何らかの形で働きたい(内閣府調査(17年))。社会のために役立ちたいと思っている人は約6割(内閣府調査(18年2月))。学習した経験を公的な機関が認証して、どの地域や団体でも通用するようにすることが良いと考える人が約3割存在(内閣府調査(17年5月))。再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間取りまとめ)では、高齢者・団塊世代の再チャレンジ支援のための簡易な資格制度を創設・拡充し、高齢者・退職者の活躍の場を拡大するとしている。



団塊世代等が職業や学習を通じて培った経験を活かして、教育分野で活躍

「教育サポーター制度」創設検討委員会の設置



検討内容

- ・ 制度の在り方
- ・ 個人の知識・技術や適性等の判断の基準・方法
- ・ 現場が求める知識・技術の把握
- ・ 共通講座のプログラム・分野別専門講座のプログラムの開発
- ・ 誰もが参加しやすい研修方法(通信教育等の活用)
- ・ 研修成果の評価基準・評価方法
- ・ 認証の基準・方法
- ・ 登録内容
- ・ マッチングの在り方
- ・ 人材情報の提供方法

標準的な教育サポーター制度の構築

団塊世代や高齢者が、経験を活かし、現役で活躍する機会が拡大

【85】総合型地域スポーツクラブの育成・支援(拡充)

平成20年度概算要求額:863百万円

(平成19年度予算額:803百万円)

事業開始年度:平成16年度

事業達成年度:平成22年度

主管課

スポーツ・青少年局生涯スポーツ課(課長:鈴木 隆)

関係課

事業の概要

地域住民が自主的・主体的に運営し、子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、多様なスポーツに身近に親しむことができる総合型地域スポーツクラブの全国展開を一層推進し、生涯スポーツ社会実現のための環境を整備する。また、既に全国に2,000箇所以上育成されている総合型地域スポーツクラブを核として、子どものスポーツ活動の充実や女性・障害者・働き盛り・高齢者等のスポーツへの参加機会の確保等、地域が有する課題を解決するためのモデル事業を実施し、その成果を全国に普及する。

必要性

(事業実施の背景)

スポーツ振興基本計画にあるように、スポーツは体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。特に、高齢化の急激な進展や生活が便利になること等により、体を動かす機会の減少が予想される21世紀においては、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを実現するための環境づくりが重要である。

このため、文部科学省においては、平成16年度より、地域住民が自主的・主体的に運営し、多世代・多種目・多目的に身近にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの全国展開を図るため、その育成支援を行ってきたが、その育成状況は各地域により様々であり、国民の誰もが身近な生活圏でスポーツに親しむためには、少なくとも各市区町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブが必要であることを考えると、各地域による育成活動を促進するために、設立に向けた基幹的活動への支援や設立のノウハウ等を共有する場を設けることは大きな意義を有する。

また、平成18年7月現在、1,843市区町村中786市区町村(約42.6%)において、総合型地域スポーツクラブが育成され、地域に定着しつつあるが、総合型地域スポーツクラブが単なるスポーツクラブとしての機能だけではなく、地域の交流拠点としての機能を有していることに鑑み、総合型地域スポーツクラブが核となって地域が有する様々な課題を解決する方策を検討し、その成果を全国に普及することは、地域におけるスポーツ振興だけではなく、地域住民の健康の保持増進や体力の向上、家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、放課後・学校週5日制の受け皿、地域の教育の再生からの観点からも大きな意義を有する。

(本事業に関係する審議会等からの提言)

「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月新健康フロンティア戦略賢人会議)

「社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～第二次報告～」(平成19年6月教育再生会議)

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)

効率性

事業の波及効果が認められ、効率性の観点から妥当である。

(事業インプット)

総合型地域スポーツクラブ育成推進事業

総合型地域スポーツクラブを核とした活力ある地域づくり推進事業

(事業アウトプット)

全国で400クラブの育成が促進されるとともに、総合型地域スポーツクラブが核となり、子どもや女性、障害者、働き盛り、高齢者などのスポーツへの参加機会の確保等地域が有する課題を解決することができる。

(事業アウトカム)

総合型地域スポーツクラブが有する機能や役割を普及することにより、総合型地域スポーツクラブの育成・定着が図られ、ひいては、国民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が期待される。

有効性

(施策目標)

施策目標7-1 生涯スポーツ社会の実現

(上位目的のために必要な効果が得られるか)

内閣府が行った世論調査()によれば、スポーツクラブや同好会に所属している者のうち5割以上の方が「総合型地域スポーツクラブのような概ね同じ市町村の人が加入している地域のクラブや同好会」に所属しており、また、今後スポーツクラブや同好会に加入したいと考えている者のうち6割以上の方が「総合型地域スポーツクラブのような概ね同じ市町村の人が加入している地域のクラブや同好会」に所属したいと考えている。

このことから、総合型地域スポーツクラブの全国展開は、まさに、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現のために、必要不可欠であり、本事業の推進により施策目標の達成が見込まれると判断した。

公平性、優先性

本事業は、北海道から九州、沖縄まで全国を対象にする予定であるとともに、その波及効果は全国に及ぶことから、公平性は担保できると判断した。

また「スポーツ振興基本計画」において、総合型地域スポーツクラブの全国展開は、生涯スポーツ社会の実現のために必要不可欠な施策とされており、本事業を優先的に実施すべきである。

18年度実績評価結果との関係

7-1-1「今後の課題及び政策への反映方針」において、「総合型地域スポーツクラブの機能や設立方法等について、更なる普及啓発活動が必要。」「総合型地域スポーツクラブを核として、地域が有する課題を解決する方策を検討する。」と記載されている。

広報計画

各市区町村を対象に、総合型地域スポーツクラブがスポーツ活動の場のみならず、地域住民の交流の場や青少年の健全育成などにも大きな役割を果たしていることを理解してもらうためのフォーラムの開催等を行う。

備考

(出典)内閣府「体力・スポーツに関する世論調査(平成18年8月調査)」

総合型地域スポーツクラブ育成推進事業

地域の社会問題、スポーツの現状

少子・高齢化社会の進展
地域コミュニティの弱まり(都市化の進展)
国民の運動不足(週1回以上のスポーツ実施率 44.4%)
子どもの体力低下(S60年代以降下降傾向)

あらたな提言等

幼年期から一生涯を通じて運動・
スポーツに親しむことで、健康寿命を延伸
(新健康フロンティア戦略)
子どもたちの社会性、感性の涵養
(教育再生会議・第二次報告)
小規模自治体におけるクラブ育成支援

地域におけるスポーツ振興

解決

国民の健康寿命の延伸

心と体の調和の取れた人間形成

総合型地域スポーツクラブの創設
(多種目・多世代・多志向)

地域コミュニティがかつて有し
ていた機能の再構築

誰でも、いつでも、いつまでも
スポーツができる環境づくり

総合型クラブ育成推進事業

支援

総合型クラブ育成推進委員会等の開催

総合型クラブ育成委員会の開催
フォーラムの開催

総合型クラブ育成アドバイザー等の養成・派遣

育成対象クラブの巡回・指導
資質向上のための研修会の開催

総合型クラブ育成情報提供事業の実施

各地域の取組事例など役立つ情報の提供

総合型クラブ育成支援事業の実施

設立準備委員会の設置
スポーツ指導者、クラブマネジャーの配置
スポーツ交流大会の開催 等

総合型クラブ育成支援チームの設置

トップアスリート、スポーツドクター・医師・
保健師等、先進クラブマネジャー 等による指導
健康増進、子どもの社会性等の涵養
小規模自治体でのクラブ育成へのきめ細かな支援

民間スポーツ団体により実施

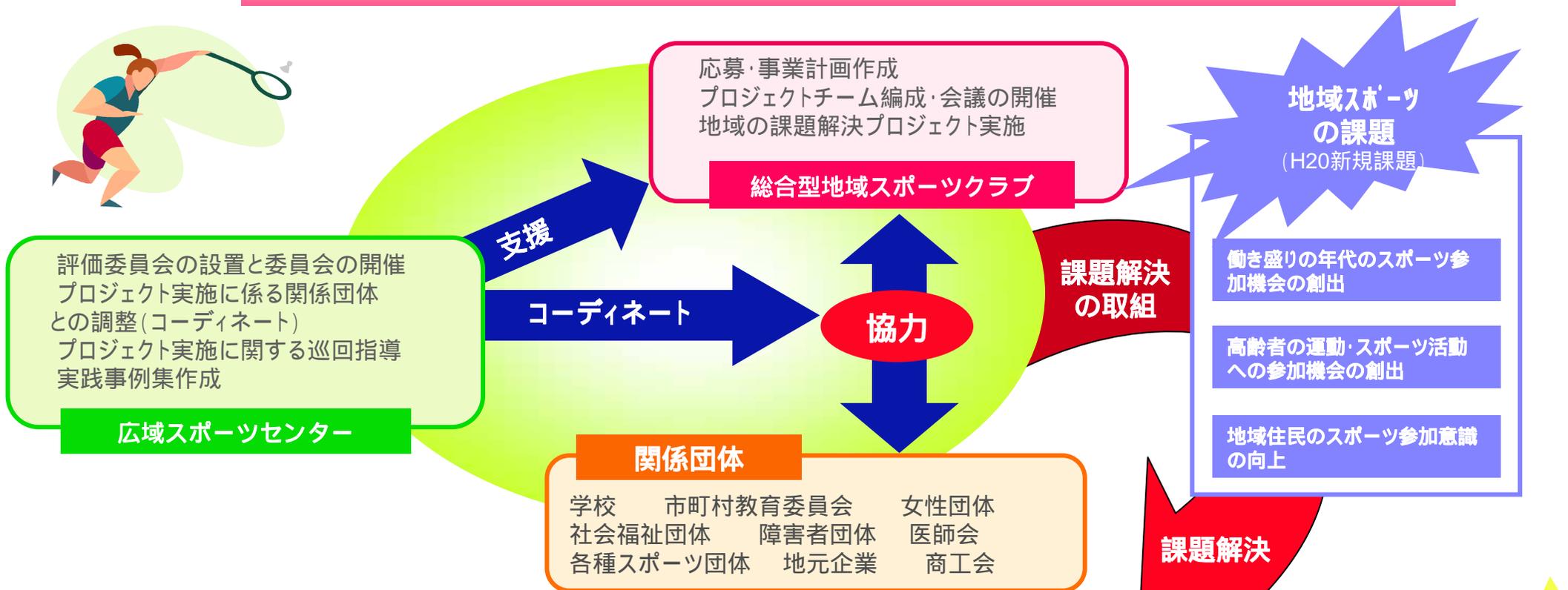


総合型クラブを核とした活力ある地域づくり推進事業

現状

総合型クラブがスポーツ活動の場であるとともに、地域コミュニティの交流拠点として機能(2416クラブ:H18.7月現在)
広域スポーツセンターが総合型クラブの支援機関として充実(42都道府県に設置:H19.4月現在)

総合型クラブによるスポーツを通じた地域の課題解決・活性化



明るく、豊かで、活力ある地域づくり



【86】地域スポーツ指導者育成推進事業(新規)

平成20年度概算要求額:93百万円

(平成19年度予算額: -)

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成22年度

主管課

スポーツ・青少年局生涯スポーツ課(課長:鈴木 隆)

関係課

事業の概要

スポーツ指導者については、これまで、住民のニーズに応えられる指導者の活用に関する仕組みづくりなどに取り組んできたが、これらの取組の中で「スポーツを気軽に楽しみたい人や、健康増進を目的として運動・スポーツを行いたい人に対応できる指導者が少ない」「指導を受ける側と指導者側のニーズにギャップがある」などの課題が明らかとなったため、地域の実態や住民のニーズに応じた指導ができる人材を育成することを目的とし、地域で活動するスポーツ指導者などの資質を高める研修プログラムを開発し、その普及を図る。

必要性

(事業実施の背景)

スポーツ指導者については、「教育再生会議第二次報告」において、「スポーツリーダーバンクの活用を含め、指導者の活動を支援する。」とされている他、内閣府が行った世論調査()においても「スポーツを振興させるために国や地方公共団体に望むことは何か」という質問に対し、37.2%の人が「スポーツ指導者の養成」(12項目中1位)を挙げている。また、総合型地域スポーツクラブの全国展開などにより、質の高い技術・技能を有するスポーツ指導者に対するニーズが増加するとともに、そのニーズの高度化・多様化が指摘されており、スポーツの振興、生涯スポーツ社会の実現に当たって、指導者が果たす役割への期待は大きくなっている。

このため、文部科学省においては、これまでも、スポーツ指導者の養成・活用のために、(財)日本体育協会を中心とするスポーツ団体が行うスポーツ指導者の養成・確保・活用についての基本的な考え方を示す指針の策定や、スポーツリーダーバンクの整備・ネットワーク化による地域に密着した仕組みづくりに取り組んできた。これらの取組により、平成17年度現在、41都道府県においてスポーツリーダーバンクが設置されるなどの一定の成果が得られたものの、「スポーツ指導者に望むこと」として「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができること」「健康・体力つくりのための運動やスポーツの指導ができること」が1位2位を占めるなど指導を受ける側のニーズと指導者側にギャップがあることが明らかとなってきた()。

このような状況に鑑みれば、地域の実態や住民のニーズに応じた人材を育成することを目的として、資質向上のための研修プログラムの開発・普及を行う意義は大きいと考えられる。

(本事業に関係する審議会等からの提言)

「社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～ - 第二次報告 -」(平成19年6月教育再生会議)

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)

効率性

事業の波及効果が認められ、効率性の観点から妥当である。

(事業アウトプット)

全国18地域において、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ指導者研修プログラムが開発されるとともに、実際に地域で活動しているスポーツ指導者が研修を受講・修了することにより、当該地域のスポーツ指導者の資質が向上する。

(事業アウトカム)

モデル地域において開発された資質向上のための研修プログラムが、全国に普及されることにより、モデル地域だけではなく、全国各地においてスポーツ指導者の増加と資質の向上が見込まれる。

有効性

(施策目標)

施策目標7 - 1 生涯スポーツ社会の実現

(上位目的のために必要な効果が得られるか)

スポーツ振興基本計画においては、生涯スポーツ社会の実現のための基盤的政策として、「スポーツ指導者の養成・確保・活用」が掲げられている。また、上掲の世論調査によれば、地域住民がスポーツ指導者に対し求めるものとして、「スポーツの楽しみ方や興味・関心がわくような指導」や「健康・体力づくりのための運動・スポーツの指導」が挙げられていることから、健康志向・楽しみ志向の参加者を対象としたスポーツ指導法や子どもや高齢者を対象としたスポーツ指導法を含む研修プログラムを開発し、その研修プログラムを普及することにより、地域住民のこれらの要望に応えることで、以って生涯スポーツ社会の実現に資すると判断した。

公平性、優先性

本事業は、申請があった地域を対象にモデル的に実施するものであるが、全国を対象にする予定であるとともに、その波及効果は全国に及ぶことから、公平性は担保できると判断した。

また「スポーツ振興基本計画」において、スポーツ指導者の養成・確保・活用は、生涯スポーツ社会の実現のための基盤的な施策とされており、本事業を優先的に実施すべきである。

18年度実績評価結果との関係

7 - 1 - 3「今後の課題及び政策への反映方針」において、「地域住民に対するスポーツ指導者情報の提供及び派遣方法等、より実践的な調査研究を実施する。」と記載されている。

広報計画

特になし

備考

(出典)内閣府「体力・スポーツに関する世論調査(平成18年8月調査)」

地域スポーツ指導者育成推進事業

現状・課題

スポーツ指導者の質的・量的不足

総合型地域スポーツクラブの育成推進等による指導者の需要の増加
(クラブの53.8%は指導者の確保が課題・クラブ指導者の74.3%は無資格)
指導する側と受ける側におけるスポーツ指導に関するニーズや意識のギャップ
指導を受ける側の実態に応じたスポーツ指導が継続的にできる指導者の不足

地域の実態・住民のニーズに応じた指導ができる指導者を育成できる仕組みづくりが必要

地域独自のスポーツ指導者研修プログラム



評価・フィードバック

- ・指導者からプログラムの評価
- ・指導を受けた人から指導者の評価

地域で実践

(総合型クラブ・学校・公民館等)

修了



参加

地域の
スポーツ指導者

地域のスポーツ
指導候補者

プログラム作成委員会 (有識者、スポーツドクター等)

研修プログラムの作成・評価等

健康志向・楽しみ志向の参加者を対象としたスポーツ指導法
子どもや高齢者を対象としたスポーツ指導法 ……等

【研修内容例】

- ・指導対象に応じた実技指導 ・地域のスポーツや健康の現状と課題
- ・指導対象に応じた指導法(コーチング法) ・地域住民のスポーツニーズ
- ・地域のオリジナルルール等の作成
- ・スポーツ指導に関する基礎知識
(発育発達、スポーツ傷害、応急処置、グルーピング、リスクマネジメント等)

スポーツ指導者の増加と資質向上
地域住民のニーズに合ったスポーツ指導の提供
研修を通じた指導者間のネットワーク構築
スポーツ人口の増加
スポーツリーダーバンク等の活性化

期待される
効果

